

【具体例①】本人＋配偶者＋子1人
令和6年中の収入が令和5年中の収入を下回り、確定所得税が推計所得税を下回った場合

○【A】調整給付所要額の算定：①59,000円＋②3,000円＝62,000円(1万円単位に切り上げて**70,000円**)

①定額減税可能額(令和6年分確定所得税額)	90,000円	※30,000円×3人＝90,000円
②令和6年分確定所得税額	31,000円	※原則、令和7年度分個人住民税の課税状況から推計

→ ①90,000円－②31,000円＝**59,000円**…①

③定額減税可能額(令和6年度分個人住民税)	30,000円	※10,000円×3人＝30,000円
④令和6年度分個人住民税所得割額	27,000円	※令和6年度分個人住民税の課税状況

→ ③30,000円－④27,000円＝**3,000円**…②

○【B】当初調整給付額の算定：③43,000円＋④3,000円＝46,000円(1万円単位に切り上げて**50,000円**)

⑤定額減税可能額(令和6年分推計所得税額)	90,000円	※30,000円×3人＝90,000円
⑥令和6年分推計所得税額	47,000円	※令和6年度分個人住民税の課税状況から推計

→ ⑤90,000円－⑥47,000円＝**43,000円**…③

⑦定額減税可能額(令和6年度分個人住民税)	30,000円	※10,000円×3人＝30,000円
⑧令和6年度分個人住民税所得割額	27,000円	※令和6年度分個人住民税の課税状況

→ ⑦30,000円－⑧27,000円＝**3,000円**…④

○【A】調整給付所要額70,000円－【B】当初調整給付額50,000円＝**20,000円**を不足額給付金として支給